


○ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸を防止し、更なる適切な管理を推進するよう、令和3年3月16日、文部科学省に対して改善を求めた（総務大臣から文部科学大臣に勧告）

背景

- 昨今の少子高齢化・過疎化の進行等により急激に地域社会が変容する中、文化財の管理を担ってきた社寺、自治会等や個人に後継者の不在が懸念されるなど、文化財の保護・承継をめぐる状況も大きく変化
- 地域の文化財の滅失や散逸等の防止措置の緊急性が高まっている。
- 文化庁は自らが指定事務を行わない都道府県指定の文化財の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき、主体的に判断すべき事柄であるとし、所在不明となったものや都道府県の区域外に移動して指定が解除されたものの取扱いの実態について把握していない。

 [もう少し知りたい](#)

 [もっと詳しくは](#)

主な
勧告

文部科学省（文化庁）は、都道府県に対し、以下の措置を講ずることが必要

- ・所有者からの届出の励行が文化財の散逸の防止に有効であることを示すこと。
- ・再発見した事例を把握し、当該事例における、搜索の方法、搜索の際に連携した関係機関、搜索に当たっての留意点及び再発防止策を示すこと。

- ✓ 調査対象都道府県において、所在不明となっていた個人所有の文化財86件のいずれも新旧の所有者が売却等の際に条例に基づいた所在地・所有者の変更の届出をせず、都道府県は所在不明となっていることを事後に把握
- ✓ 調査対象都道府県において、売却等によって当該都道府県の区域外へ移動していた個人所有の文化財76件のうち60件は、新旧の所有者が条例に基づいた所在地・所有者の変更の届出をせず、都道府県は区域外への移動を事後に把握

 [もう少し知りたい](#)

 [もっと詳しくは](#)